

特殊車両の取締りを行いました（令和5年度）

～違反車両計9台の運転手に指導を実施～

網走開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行っています。

令和5年度、計7回取締りを行い、計測車両計21台のうち計9台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」※に基づき、違反者対策の強化を進めています。

網走開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 別紙のとおり
- 2 実施場所 別紙のとおり
- 3 取締結果 計測車両 計21台 うち違反車両 計9台（各回の内訳は別紙のとおり）
（違反車両の内容） 車両諸元違反 1台、無許可 6台、許可証不携帯 2台
（指導の内容） 措置命令書交付 1台、警告書交付 8台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層の御理解と御協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）まで御相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページで御覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

公物管理課長 牧野 恒（電話 0152-44-6329）

公物管理課長補佐 藺幡 憲二（電話 0152-44-6348）

網走開発建設部ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/index.html>



- ・ 第 1 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 5 月 2 5 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 網走開発建設部車両計測所 (北見市端野町緋牛内 2 1 2 番 2)
 - 3 取締結果 計測車両 全 4 台 うち違反車両 なし

- ・ 第 2 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 6 月 1 5 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 網走開発建設部車両計測所 (北見市端野町緋牛内 2 1 2 番 2)
 - 3 取締結果 計測車両 全 4 台 うち違反車両 1 台
(違反車両の内容) 無許可 1 台
(指導の内容) 警告書交付 1 台

- ・ 第 3 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 7 月 7 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 一般国道 3 9 号 緋牛内駐車帯 (北見市端野町緋牛内 2 1 1 番 1)
 - 3 取締結果 計測車両 全 4 台 うち違反車両 1 台
(違反車両の内容) 許可証不携帯 1 台
(指導の内容) 警告書交付 1 台

- ・ 第 4 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 7 月 2 7 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 網走開発建設部車両計測所 (北見市端野町緋牛内 2 1 2 番 2)
 - 3 取締結果 計測車両 全 1 台 うち違反車両 なし

- ・ 第 5 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 8 月 3 1 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 一般国道 3 9 号 緋牛内駐車帯 (北見市端野町緋牛内 2 1 1 番 1)
 - 3 取締結果 計測車両 全 4 台 うち違反車両 2 台
(違反車両の内容) 無許可 2 台
(指導の内容) 警告書交付 2 台

- ・ 第 6 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 9 月 7 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 一般国道 3 9 号 能取湖駐車帯 (網走市字能取)
 - 3 取締結果 計測車両 全 4 台 うち違反車両 3 台
(違反車両の内容) 無許可 2 台、許可証不携帯 1 台
(指導の内容) 警告書交付 3 台

- ・ 第 7 回
 - 1 実施日時 令和 5 年 1 0 月 1 8 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
 - 2 実施場所 一般国道 2 4 4 号 浜小清水駐車帯 (斜里郡小清水町字浜小清水 1 3 - 2)
 - 3 取締結果 計測車両 全 4 台 うち違反車両 2 台
(違反車両の内容) 車両諸元違反 1 台、無許可 1 台
(指導の内容) 措置命令書交付 1 台、警告書交付 1 台

令和5年度 特殊車両取締写真

【対応状況】



【計測状況】



STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

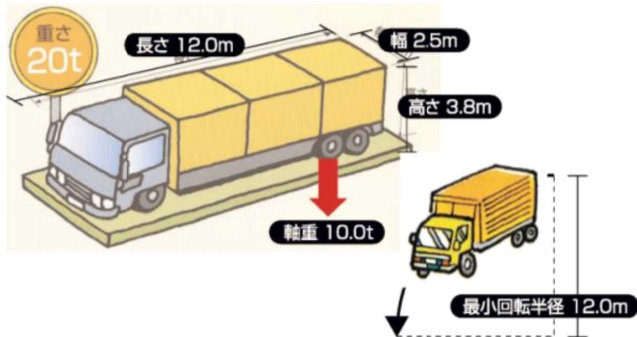
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けると、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

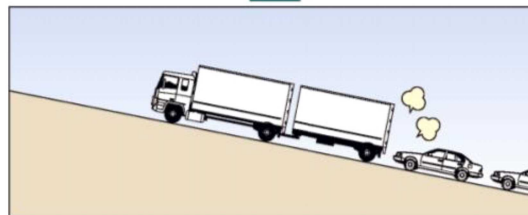
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れやわだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。